

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和6年6月26日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 太 田 眞 奈 美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和6年5月8日から令和6年5月31日まで

3 監査の対象部課等

企画部 広報戦略課、選挙管理委員会、教育委員会 学校教育課

4 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織、運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【企画部 広報戦略課】

これまでの監査で、ブランドマーク等使用承認において、企画書等の添付が無いものなどがあり、何をもって審査し、承認決定したのか明確にすることを監査結果に関する意見としたが、今回の監査においても、同様の事例があり留意事項とした。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な事項については、口頭で指導した。

【選挙管理委員会】

令和5年度に係る財務事務等の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【教育委員会 学校教育課】

未払いの旅費が複数あり、留意事項として指摘した。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な事項については、口頭で指導した。

8 意見

【企画部 広報戦略課】

(1) 広報活動プロモーションについて

町民の町に対する愛着心の醸成や町の認知度の向上のため、様々な媒体を活かした情報発信等の広報活動プロモーションに取り組み、町の人口増加などに貢献しているものと認識している。

デジタル化の進展やSNSの普及等により情報収集手段が多様化する中、さらなる町の認知度向上等のため、町民や地域外の人などが知りたい情報、また、町が伝えたい情報をタイムリーに適切に提供できるよう広報活動等に取り組んでいただきたい。

(2) 適正な事務処理について

これまでの監査において、財務事務等で不適切な事例が散見され、複数職員によるチェックなどを徹底するよう意見したが、今回の監査においても、物品・備品事務や文書事務等で不適切な事務が散見された。

今後も、不適切な事務処理が起きる原因、対策等を課内で共有していただくなど、ミスの起こり難い職場づくりに取り組まれない。

【選挙管理委員会】

(1) 投票率向上に向けた取り組みについて

昨年実施された選挙の投票率は、県知事選挙が県全体の40.35%に対し33.03%、町長及び町議会議員補欠選挙は、いずれも3割を切っており、投票率の低い若年層を中心に、いかに選挙に関心を持ってもらい投票に繋げるかが課題となっている。

町選挙管理委員会には、引き続き、子供たちへの選挙啓発活動とともに、子供たちを通じて子育て世帯等にも選挙について関心を持ってもらうため、学校を始めとした関係機関との連携を強化し、有効な対策について工夫を重ねていただきたい。

【教育委員会 学校教育課】

(1) 教職員の働き方改革について

町では、昨年度から校務支援システムを導入し、校務事務の効率化を図るなど教職員の負担軽減に取り組んでいるが、各学校の勤務実態を見ると、依然として長時間勤務の教員が散見される。

こうした現状を改善し、教職員の健康保持と学校教育の質の維持・向上を図るため、引き続き、各学校と連携し、教職員の負担軽減に取り組んでいただきたい。

(2) 適正な事務処理について

これまでの監査において、服務や財務管理事務等において不適切な事務処理が散見され、チェック体制の確認等について要望したが、今回の監査においても、服務、財務、文書事務等において、不適切な事務処理が散見された。

今後も、不適切な事務処理が起きる原因、対策等を課内で共有していただくなど、ミスの起こり難い職場づくりに取り組まれない。

(3) 随意契約について

小・中学校の複写機借上料、保守及び消耗品等の供給契約について、地方自治法施行令第167条の2第6号に該当するものとして随意契約により業者が選定されていたが、1者を選定する明確な理由が示されていなかった。

随意契約により業者を選定する場合においても、説明責任が果たせるよう、経済性や公平性の観点を踏まえ、適切に行っていただきたい。

(4) 再リース契約について

再リース契約については、一般的にリース会社が既に初回リース期間に機器代金分を回収しているため、初回契約料金と比較すると大幅に低い価格で契約でき、コスト削減につながることでメリットとされている。

一方、令和5年度に再リース契約を結んだ小学校5校職員室PC等借上料及び中学校3校サーバー借上料は、初回リース料金より高い価格となっていた。

今後、契約事務を行う場合は、契約額等について合理的な説明ができるよう慎重に進めていただきたい。